

# ANAのキャンセル保険「そらもよう」 重要事項説明書

キャンセル費用補償特約条項（航空会社用）、欠航・遅延費用補償特約条項付 費用・利益保険

本紙は、ANAのキャンセル保険「そらもよう」の重要事項説明書です。ご加入に際しての同意は、この書面の受領確認を兼ねています。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

お申込人と被保険者（補償対象者）が異なる場合は、本内容をお申込人から被保険者（補償対象者）全員にご説明ください。

ご加入いただく際は、加入画面でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお申し出ください。

本紙はご契約内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款および特約条項（以下「保険約款」といいます。）をご参照ください。ご不明な点がある場合は、ご遠慮なく弊社までお問い合わせください。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際して被保険者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

## 1 契約締結前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み



ANAのキャンセル保険「そらもよう」は、以下の2種類の補償をご提供いたします。

#### (1) キャンセル費用補償

悪天候による搭乗便の欠航のおそれ、目的地でのイベントの中止・延期または急な業務出張により搭乗便への搭乗を中止した場合に、払い戻しを受けられない取消手数料および払戻手数料を補償いたします。

#### (2) 欠航・遅延費用補償

搭乗便が悪天候等の不可抗力により欠航・遅延した場合や、空港へ向かう際に利用する交通機関に運休、欠航または2時間以上の遅延が発生したことにより、搭乗便を変更した場合にかかる予定外の費用（追加交通費用、追加宿泊費用、追加食事費用および目的地において提供を受ける予定であった予約済みサービス等の取消料）を補償いたします（フライトごとに被保険者1名あたり定額1万円）。

## 2 基本となる補償等

### ① 契約の対象となる航空券



加入画面または契約内容確認証に記載の国内航空券

### ② 基本となる補償






保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

## ■ 保険金をお支払いする主な場合

### (1) キャンセル費用補償

保険責任期間中に生じた次のいずれかの事由による事故によって被保険者が支払いを余儀なくされた契約内容確認証記載の搭乗便にかかる取消手数料および払戻手数料に対して、保険金を支払います。




ア.	悪天候による欠航のおそれ 	欠航予測期間内(搭乗日(搭乗日が複数ある場合は、搭乗日ごとに適用します。以下同様とします。)の5日前から3日前まで)に、補償対象者本人が搭乗する便が悪天候により欠航する可能性が高いと日本気象協会により判断された場合(マイページにて表示します。マイページについては本書末尾の『ANAのキャンセル保険「それもよう」マイページについて』をご参照ください。)
イ.	目的地におけるイベントの中止・延期 	搭乗便の目的地において補償対象者本人が参加予定のイベント(音楽、舞台、祭り、花火大会、展示・販売、会議、スポーツ観戦・競技会その他これらに類似の興行をいいます。)が搭乗日まで中止または延期となった場合。ただし、中止または延期の発表までに事前にイベントの入場券等を取得または予約していたとき、かつ、その入場券等の有効期間内に行われるイベントがすべて中止または延期となったとき(例:2日間有効の入場券の場合は、2日間ともイベントが中止・延期になったとき)に限ります。
ウ.	急な業務出張 (国内宿泊出張・海外出張) 	補償対象者本人が、勤務先の業務命令にしたがって日本国外への出張または国内の宿泊を伴う出張をする場合で、搭乗日が出張の開始日から出張の終了日までの間に含まれるとき。

#### 【複数の搭乗便について保険をご契約いただいている場合】

上記ア.～ウ.のいずれかの事由によって搭乗便の搭乗を中止した被保険者が、その搭乗を中止した便の前後14日以内の予約便(この保険をご契約いただいているものに限ります。)の搭乗を併せて中止した場合も、補償対象となります。

### (2) 欠航・遅延費用補償

次のいずれかの事由により、被保険者が支出を余儀なくされた予定外の費用(追加宿泊費用、追加交通費用、追加食事費用および目的地において提供を受ける予定であった予約済みサービス等の取消料)に対して、保険金(フライトごとに被保険者1名あたり定額1万円)を支払います。

ア.	搭乗便の欠航 	搭乗便が不可抗力の事由により欠航となること。
イ.	搭乗便の遅延 	搭乗便が不可抗力の事由により到着予定時刻より6時間以上遅延して到着すること。
ウ.	交通機関の運休・遅延による搭乗便の変更 	利用予定空港へ向かう際に利用する航空機、列車、車両、船舶等の交通機関のうち、運行時刻が定められているものに運休、欠航または2時間以上の遅延が発生したことにより、搭乗便を出発予定時刻から当日6時間以上後に出発する航空機または翌日の航空機に変更すること。

## ■ 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### (1) キャンセル費用補償

- ① 保険契約者、被保険者または補償対象者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
- ③ 保険契約締結時点において被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき保険金を支払う場合に規定する事由が既に発生していることを知っていた場合
- ④ 被保険者または補償対象者の犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑦ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故による傷害もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 全日本空輸株式会社(以下「ANA」といいます。)があらかじめ定める搭乗基準等を満たしておらず、搭乗できなかった場合

### (2) 欠航・遅延費用補償

- ① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
- ③ 被保険者の犯罪行為または闘争行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④および⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

### ③お支払いする保険金



この保険でお支払いする保険金は、次のとおりです。

#### (1)キャンセル費用補償

保険金(*1)	=	契約内容確認証記載の 搭乗便にかかる取消手 数料および払戻手数料	-	事故または損害が生じたことにより他人から回 収した金額
---------	---	--	---	--------------------------------

(\*1) 契約内容確認証記載の搭乗便にかかる取消手数料および払戻手数料を限度とします。また、出発予定時刻以前に搭乗中止の申出をANAに行わず、無断で搭乗中止された場合は、出発予定時刻直前に搭乗中止の申出を行っていた場合に生じる取消手数料および払戻手数料の金額を限度とします。

#### (2)欠航・遅延費用補償

フライトごとに被保険者1名につき1万円を保険金として、被保険者に支払います(ただし、ANAから航空券代の払い戻しを受けた場合は、「被保険者が支出を余儀なくされた予定外の費用」の額が「払い戻しを受けた航空券代」を超える額であった場合のみ保険金をお支払いします。)

### ④主な特約



この保険では、費用・利益保険普通保険約款に「キャンセル費用補償特約条項(航空会社用)」、「欠航・遅延費用補償特約条項」、「保険料に関する規定の変更特約条項」、「包括契約に関する特約条項(毎月通知・毎月精算用)」をセットします。

### ⑤保険責任期間および補償の開始・終了時期



保険責任期間(弊社が保険金をお支払いする責任を負う期間)は、被保険者ごとに下表の「始期」欄記載の時に始まり、「終期」欄記載の時に終了します。

始期	保険料の払込みの手続きを完了した時
終期	搭乗日の午後12時。ただし、契約内容確認証記載の旅行行程において複数の搭乗日がある場合は、最後の搭乗日の午後12時とします。

## 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料の決定の仕組み



保険料は、航空券の路線(出発空港、到着空港)、出発日時、運賃、運賃種類等により決定されます。実際に払い込みいただく保険料については、加入画面にてご確認ください。

### ② 保険料の払込方法等



保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む「一時払(クレジットカード払い)」となります。

## 4 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

## II 契約締結時におけるご注意事項

### 1 告知義務



以下の事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ 対象となる航空券の出発日時、出発空港および到着空港
- ・ 対象となる航空券の運賃および運賃種類
- ・ 被保険者・補償対象者の氏名

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

### 2 クーリングオフについて



本商品はクーリングオフの対象外です。

### 3 補償の重複に関するご注意



- (1) 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- (2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

# III 契約締結後におけるご注意事項

## 1 通知義務



ご契約後に、下記の項目に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくマイページまたはお問い合わせ先を通じて弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ 対象となる航空券の出発日時、出発空港および到着空港
- ・ 対象となる航空券の運賃および運賃種類
- ・ 被保険者・補償対象者の氏名

※ 通知義務の対象ではありませんが、契約内容確認証やマイページに記載のご連絡先を変更した場合にも、マイページまたはお問い合わせ先を通じて弊社にご連絡ください。

## 2 解約・失効・振り替え



### (1) 解約される場合

ご契約を解約される場合は、マイページまたはお問い合わせ先を通じて弊社までご連絡のうえ、お手続きが必要です。なお、解約日は、オンライン申請の場合は、オンライン申請のお手続き日、郵送申請の場合は、解約・失効依頼書が弊社に到着した日を基準とします。

被保険者が保険契約を解約した場合は、次の規定に基づき保険料を返還します。

#### ① 解約日から解約する搭乗便の搭乗日(\*2)までの日数が15日以上の場合

保険料の全額を返還いたします。ただし、保険契約を解約するまでに弊社が一部の保険金を既に支払っていた場合は、保険金額のうち保険金請求を行っていない部分に係る保険金額の割合に応じて、返還保険料を算出します。

#### ② 解約日から解約する搭乗便の搭乗日(\*2)までの日数が14日以下の場合

保険料を返還いたしません。

(\*2) 「解約する搭乗便の搭乗日」は、Ⅲ2(3)の規定に基づいて搭乗便を振り替えた場合でも、振替前の搭乗便の搭乗日とします。

### (2) 失効する場合

搭乗便が機材故障等のANAの事情によって搭乗が中止となり、ANAから航空運賃全額の払い戻しを受けた場合は、保険契約は失効します。ANAにより発表される運行情報および欠航理由をご確認いただき、失効となる場合は、マイページまたはお問い合わせ先を通じて弊社までご連絡のうえ、お手続きが必要です。失効となる場合は、その欠航等となった便に係る保険料を返還します。ただし、保険契約が失効するまでに弊社が一部の保険金を既に支払っていた場合は、保険金額のうち保険金請求を行っていない部分に係る保険金額の割合に応じて、返還保険料を算出します。

欠航の理由	失効の該当性
機材故障等のANAの都合の事由により欠航等となった場合	保険契約は失効します。欠航等となった便に係る保険料を返還いたしますので、マイページまたはお問い合わせ先を通じて弊社までご連絡ください。
悪天候等の不可抗力の事由により欠航等となった場合	保険契約は失効しません。欠航・遅延費用補償により予定外の費用の支出があった場合は保険金お支払いの対象となります。

### (3) 搭乗便が欠航・遅延し、他のANA便へ振り替える場合

保険契約の補償対象を、振替後の搭乗便へ変更していただきます。マイページまたはお問い合わせ先を通じて弊社までご連絡ください。ただし、お支払いする保険金の額は、振替前の搭乗便にかかる取消手数料および払戻手数料の金額を限度とします。

# IV その他ご留意いただきたいこと

## 1. 個人情報の取り扱い



弊社は全日本空輸株式会社から本契約に関する個人情報の提供を受けます。弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))をご参照ください。

## 2. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時に被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社をご契約を取り消すことができます。
- ご契約時に被保険者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていった場合は、ご契約は無効になります。
- 以下に該当する場合は、弊社をご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ 被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ・ 被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・ この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

## 3. 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(\*3)まで補償されます。

(\*3) 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%まで補償されます。

## 4. その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- 未成年者のご契約の場合は保護者の同意が必要です。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

### (1) キャンセル費用補償

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 欠航・遅延費用補償

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

支払限度額(\*4)から、他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

- (\*4) それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約の契約内容に基づいて支払われる保険金の額とします。

## 5.事故が起こったとき

事故が発生した場合は、該当する便の搭乗日から起算して30日以内に事故が発生したことを遅滞なくマイページまたはお問い合わせ先を通じて弊社にご連絡ください。

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。

ご請求内容 必要書類	キャンセル費用補償			欠航・遅延費用補償		
	悪天候による 欠航のおそれ	イベント中止 ・延期	急な業務出張	航空機の欠航	航空機の6時間 以上の遅延	交通機関の運休、 2時間以上の遅延
保険金請求書(*5)	○	○	○	○	○	○
「契約内容の詳細」画面を印刷 いただいたもの(*5)	○					
本人確認資料(運転免許証、 健康保険証、パスポートのい ずれか)(*6)	○	○	○	○	○	○
取消手数料、払戻手数料を支 払ったことを証明する領収書・ 明細書(*7)	○	○	○			
イベントが中止・延期したことを 証明するWEBサイトや案内状 等		○				
中止・延期になったイベントの 入場券等を事前に取得または 予約したことを証明する領収 書、案内状等		○				
勤務先からの出張命令書ある いは弊社書式の業務出張命令 証明書(*8)			○			
交通機関発行の遅延(運休) 証明書						○
搭乗予定便より6時間以上後 に出発する航空機または翌日 の航空機に変更したことを証明 する書類(予約メール等)						○
予定外の宿泊費、交通費、食 事代の領収書、精算書または 予約済みのサービスの取消料 を支払ったことを証明する領収 書等				○	○	○

- (\*5) オンライン申請の場合は不要です。  
 (\*6) 郵送申請の場合は不要です。  
 (\*7) ANAのウェブサイトまたは空港の自動チェックイン機で発行できます。  
 (\*8) マイページ上に掲載しております。

- 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

## ◆本紙で用いる用語解説

事故	<p>【キャンセル費用補償】保険責任期間中に「I. 2基本となる補償等②基本となる補償■保険金をお支払いする主な場合(1)」に規定する事由が発生したことにより、補償対象者本人が契約内容確認証記載の搭乗便への搭乗を中止したことをいいます。</p> <p>【欠航・遅延費用補償】保険責任期間中に「I. 2基本となる補償等②基本となる補償■保険金をお支払いする主な場合(2)」に規定する事由が発生したことにより、被保険者が予定外の費用の支出を余儀なくされたことをいいます。</p>
被保険者・補償対象者	購入した航空券でご搭乗される方をいいます。
搭乗便	契約内容確認証記載の搭乗便をいいます。
不可抗力の事由	<p>法令および官公署の要求、航空保安上の要求(*1)、悪天候、不可抗力、争議行為、騒じょう、動乱、戦争等のANAの管理不能なやむを得ぬ事由をいい、機材故障等のANAの都合による事由(*2)を除きます。</p> <p>(*1) 航空機の不法な奪取、管理または破壊の行為の防止を含みます。</p> <p>(*2) 使用する航空機の故障、整備、到着遅れもしくは手配の都合またはANAのシステムの不都合もしくは故障等または乗務員の手配の都合等によるものをいいます。</p>
イベント	音楽、舞台、祭り、花火大会、展示・販売、会議、スポーツ観戦・競技会その他これらに類似の興行をいいます。
入場券等	日付指定されたイベントへの入場券、招待券、有料観覧席券、参加者証等をいいます。
日本国外への出張	勤務先の業務命令による、日本国を起点とする日本国外への出張であって、日本を出国してから帰国するまでの期間が3か月以下のものをいいます。

## ◆お問い合わせ先



保険の内容に関するご意見・ご相談や解約・失効のお申し出、事故発生のご連絡・ご相談は以下のサポートデスクにて承ります。

### ANAのキャンセル保険「そらもよう」サポートデスク

フリーダイヤル:0120-152-027

メールアドレス:support\_soramoyou@qag.jp (マイページからもご連絡いただけます。)

営業時間 平日9:30-18:00(土日・祝日、年末年始は休業)

## ◆保険代理店、引受保険会社



[保険代理店] ANAファンリティアーズ株式会社(幹事代理店)  
 キューアンドエー株式会社(非幹事代理店・ANAのキャンセル保険「そらもよう」サポートデスク運営)

[引受保険会社] 東京海上日動火災保険株式会社

## ◆一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



**0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時  
 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

# ANAのキャンセル保険「そらもよう」マイページについて

ANAのキャンセル保険「そらもよう」にご加入後に、マイページがご利用頂けるようになります。

▶お客様にご加入されたご契約内容を確認することができます。

※航空券ご購入時に設定されたメールアドレスで登録されたご契約がすべて一覧で表示されます。

ご家族等でメールアドレスを共有されている場合は、ご家族等のご契約も同じページに表示されます。

▶ご契約の解約・失効の手続きができます。

▶保険金のご請求手続きができます。

## ご契約内容の一覧

ここでは、お客様のご契約内容を確認することができます。

ご契約の解約・失効および保険金のご請求につきましては、ご契約内容の詳細ページからお手続きが可能です。

※お客様のご都合で搭乗便の予約を変更された場合は、お手数ですが変更前の搭乗便に対する保険契約をご解約のうえ、ANAの予約詳細ページから、再度、変更後の搭乗便に対する保険加入手続きをお願いいたします。

欠航等の理由により別の便へ振替となる場合は、ご連絡ください。

下記情報は、航空券購入時に入力いただいた内容が自動設定されます。

同一のメールアドレスにてご契約いただいた保険契約は、すべてマイページからご覧いただけます。ご家族等でメールアドレスを共有されている場合は、ご家族等のご契約も同じページに表示されます。お名前と電話番号は、はじめて当該メールアドレスにてマイページが作成された際の情報で登録されます。

## お客様情報

<例>

お名前	メールアドレス	電話番号
ソラノ タロウ	soranotarou1234@gmail.com	1234567890

## ご契約内容

※フライトの詳細については、こちら(ANA SKY WEB)をご覧ください。

搭乗便ごとのご契約内容、保険金のご請求手続き等は、次の一覧より該当する便をクリックしてご確認ください。

<例>

2019年10月16日(水)	ANA1548	仙台	+	熊本	×1	>
----------------	---------	----	---	----	----	---